

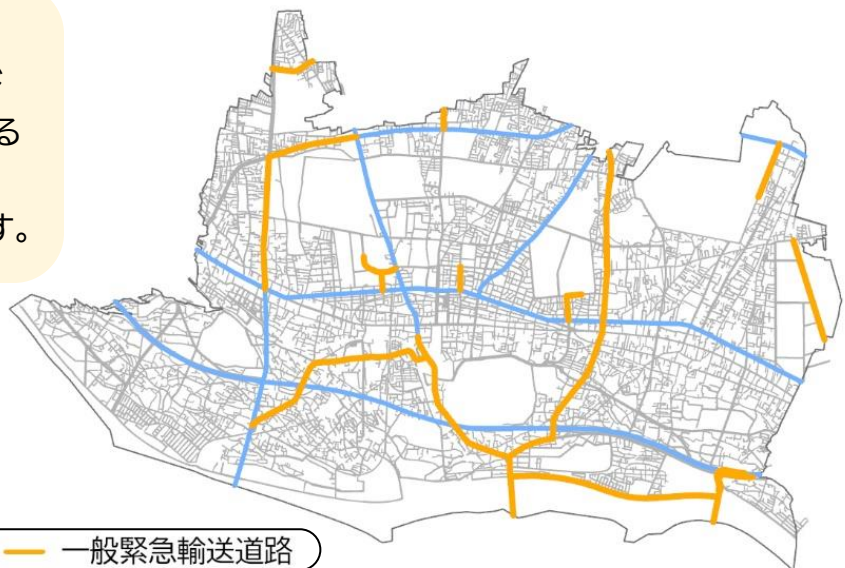
府中市一般緊急輸送道路沿道建築物 耐震化助成事業のご案内

府中市では、府中市耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から一般緊急輸送道路の閉塞を未然に防ぐことを目的とし、当該沿道建築物所有者へ耐震化に要する費用を支援することで耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

そこで、令和3年度より市内の一般緊急輸送道路沿道建築物を対象に耐震診断助成を開始し、令和4年度からは補強設計助成を開始しましたので、ぜひご活用ください。

一般緊急輸送道路とは

震災時に、
避難、救急・消火活動、及び
緊急物資輸送の大動脈となる
幹線道路を
「緊急輸送道路」といいます。



— 一般緊急輸送道路
— 特定緊急輸送道路

東京都は、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認める道路を「特定緊急輸送道路」、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を「一般緊急輸送道路」に指定しています。

●府中市内の一般緊急輸送道路

※印は、一部区間が対象となります

スタジアム通り、多磨霊園東通り*、府中街道*、すすかけ通り*、
平和通り及び市道3-94号*、新小金井街道、多摩川緑地の一部、稲城大橋通り、
府中公園通り*、鎌倉街道*、新府中街道*、東八道路*、国分寺街道*、多喜窪通り

～各助成事業の予算には限りがあります～
必ず事前に市へ、助成金の交付が可能かどうかお問合せください。

助成対象となる建築物

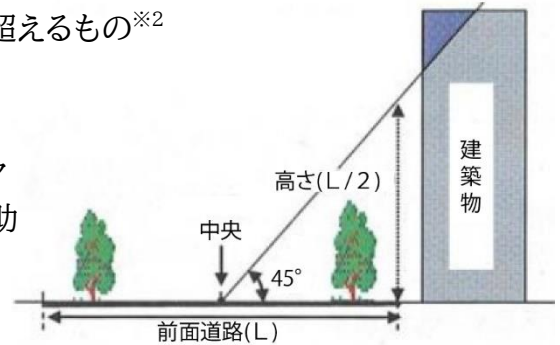
●助成対象となる建築物

以下の全ての項目に該当する建築物が、助成制度の対象となります。

- (1) 建築物の敷地が一般緊急輸送道路に接しているもの
- (2) 昭和 56 年6月1日施行の耐震基準以前に建築(工事着工)されたもの
- (3) 建築物の高さが道路幅員のおおむね2分の1^{※1}を超えるもの^{※2}

※1 道路幅員が12m以下の場合、6mを超えるものが対象となります。

※2 建築物の高さが分からない場合、東京都のアドバイザー無料派遣制度を活用することで、助成対象となるか確認することができます。



●助成対象者

上記に該当する建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合等)

助成制度の内容



■ 耐震診断への費用助成

助成内容	沿道建築物の耐震診断に係る費用の一部を助成します	
助成対象の要件	原則として、診断結果について評価を受けるものであること	
助成対象経費	1)及び2)のいずれか低い額 1) 実際に耐震診断に要する費用 2) 次の表の延べ面積に応じて算定した額	
	延べ面積の範囲	算定式
	1,000 m ² 以内	3,670 円×延べ面積
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内	3,670,000 円+1,570 円×(延べ面積-1,000 m ²)
2,000 m ² を超える	5,240,000 円+1,050 円×(延べ面積-2,000 m ²)	
	(注) 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、助成対象経費に 1,570,000 円を限度として加算することができます。	
助成金の額	助成対象経費の額の5分の4	

(注) 耐震診断の評価機関は、東京都が耐震改修促進法第17条の規定に基づく認定に際した評価を行う専門機関として指定した機関となります。(詳細はお問合せください)。

(注) 対象費用について他の助成金等の交付を受けた事業は対象外となります。

(注) 助成金の額は千円未満を切り捨てた額となります。



補強設計への費用助成

助成内容	耐震診断に基づく沿道建築物の補強工事の設計(補強設計)に係る費用の一部を助成します	
助成対象の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断の結果、Iw値が 1.0 未満相当、若しくはIs値が 0.6 未満相当、又は倒壊の可能性があると判断されたものであること ●原則として、耐震改修計画の評定を受けるものであること ●建築基準法等に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること 	
助成対象経費	1)及び2)のいずれか低い額 1) 実際に補強設計に要する費用 2) 次の表の延べ面積に応じて算定した額	
	延べ面積の範囲	算定式
	1,000 m ² 以内	5,000円×延べ面積
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内	5,000,000 円+3,500円×(延べ面積-1,000 m ²)
2,000 m ² を超える	8,500,000 円+2,000円×(延べ面積-2,000 m ²)	
助成金の額	助成対象経費の額の3分の2	

(注)耐震改修計画の評定機関は、東京都が耐震改修促進法第17条の規定に基づく認定に際した評定を行う専門機関として指定した機関となります。(詳細はお問合せください)。

(注)対象費用について他の助成金等の交付を受けた事業は対象外となります。

(注)助成金の額は千円未満を切り捨てた額となります。

Q 耐震診断の結果で出てくる Iw 値や Is 値とは何ですか？

A 建築物の耐震性を表す指標です。
値が大きいほど、地震に抵抗する力が強いと言えます。



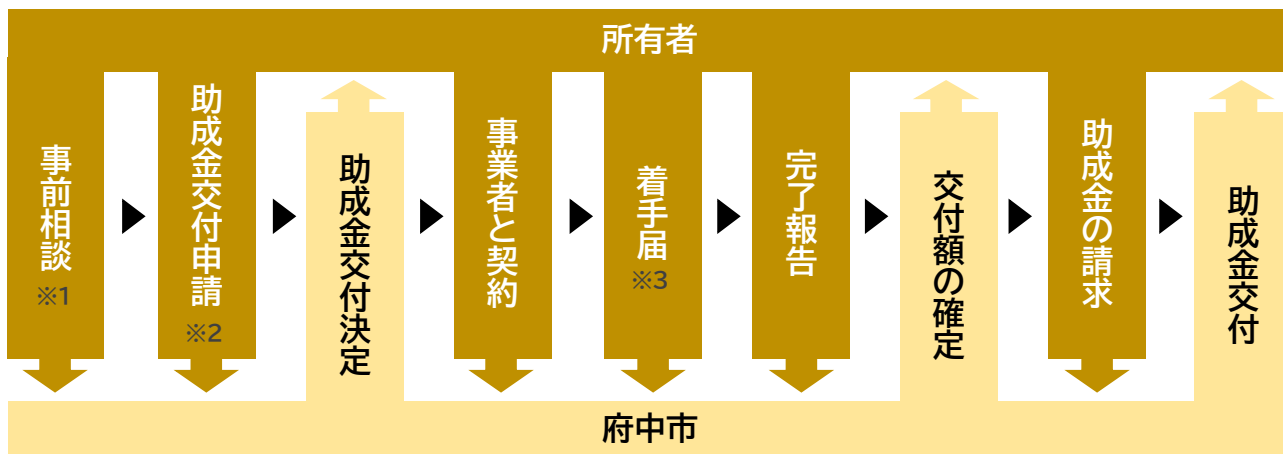
指標	数値	地震に対する安全性
Iw 値 木造建築物	1.0 以上	倒壊・崩壊する危険性が低い
	0.7 以上～1.0 未満	倒壊・崩壊する危険性がある
	0.7 未満	倒壊・崩壊する危険性が高い
Is 値 鉄筋コンクリート造 鉄骨造など	0.6 以上	倒壊・崩壊する危険性が低い
	0.3 以上～0.6 未満	倒壊・崩壊する危険性がある
	0.3 未満	倒壊・崩壊する危険性が高い

助成対象事業の手続きの流れ



助成金の交付決定通知前に契約を行った場合は
助成金を交付することができませんので、ご注意ください。

●単年度の場合の流れ



※1 耐震診断・補強設計を実施するときは、必要書類、市の予算の状況等、それぞれの建築物の状況に応じたご案内が必要となりますので、業者選定や見積り徴取等と並行して、必ず以下のお問合せ先に事前相談を行ってください。

※2 必ず事業者との契約前に市への交付申請を行ってください。

※3 交付決定通知書が届いた後に事業者と契約を締結し、事業に着手した後に、着手届を市へ提出してください。

●複数年度にわたる場合

① 上述の「単年度の場合の流れ」に加えて、事業を開始する初年度において、交付申請の前に、申請書により、助成対象事業の内容、年度ごとの事業費や完了予定時期等について、全体設計の承認の手続きが必要となります。また、その内容が変更になる場合には、全体設計の変更承認に係る手続きも必要となります。

② 助成金の交付額は、年度ごとに当該年度の事業の出来高に応じて交付します。ただし、事業者への各年度での出来高に応じた支払いが行われていることが前提となりますので、契約内容に記載する支払い方法は、出来高に応じた年度ごとの支払いにさせていただく必要があります。

●制度に関するお問合せ先●

府中市 都市整備部 住宅課 住宅安全係

〒183-0056 東京都府中市寿町1丁目5番地
府中市役所 府中駅北第2庁舎 5階

TEL : 042-335-4173 (直通)

FAX : 042-335-1140

e-mail : jutaku02@city.fuchu.tokyo.jp